

平成２８年度
教育委員会が行う政策等の評価に関する
実 施 計 画

秋田県教育委員会

目 次

第一 政策等の評価の実施に関する考え方	-----	1
第二 政策評価（中間評価）の実施について	-----	2
第三 施策評価（中間評価）の実施について	-----	4
第四 事業評価の実施について	-----	6
一 事業評価の対象及び種類	-----	6
二 目的設定について	-----	6
三 中間評価について	-----	8
四 事後評価について	-----	1 2
第五 政策等の評価結果等の公表について	-----	1 5
第六 秋田県政策評価委員会への諮問に関する事項について	-----	1 5
第七 その他政策等の評価の実施に関し必要な事項について	-----	1 5
教育委員会が行う政策等の評価に関する調書	-----	1 7
スケジュール及び作業手順	-----	3 4

平成28年度 教育委員会が行う政策等の評価に関する実施計画

この「平成28年度教育委員会が行う政策等の評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）第26条第1項及び「秋田県政策等の評価に関する条例」（平成14年秋田県条例第11号。以下「条例」という。）第5条に基づき、平成28年度に教育委員会において実施する政策、施策及び事業（以下「政策等」という。）の評価の具体的な進め方について定めたものである。

第一 政策等の評価の実施に関する考え方

1 政策等の評価の位置づけ

- 少子化、超高齢化、グローバル化など社会経済情勢が激しく変化する中で、住民が行政に求めるサービスは多様化しており、限られた財源で施策事業を適切に選択し、一層効果的で効率的な行政を展開していく必要がある。
- また、地方分権の進展に伴い、地方公共団体においては、自己決定、自己責任に基づく政策の推進が一層必要となっており、特色ある豊かな地域を築いていくためには、NPO等民間団体や地域住民とのパートナーシップの下に、地域の事情に即した施策事業を展開していくことが必要となっている。このため、職員は、政策形成能力の向上が求められるとともに、住民の積極的な参画による行政を進めていくため、行政による説明責任の徹底が不可欠である。
- こうした状況の中で、教育行政運営の基本である「企画立案（plan）－実施（do）－評価（check）－改善（action）」のマネジメントサイクルを徹底し、「成果を重視した効率的な教育行政の推進」や「県民への説明責任の徹底」を目的として実施する政策等評価の役割はますます大きくなっている。政策等の評価を適切に実施し、その結果を次の政策形成や事業の改善に反映させることで、教育行政の着実な推進を図る。

2 重点的に取り組む事項

（１）適切な評価の実施と有効活用

- 政策等の評価に当たっては、時代の変化や社会経済情勢、県民ニーズを的確に把握し、適切かつ厳格に実施する。併せて、評価結果や推進上の課題など、評価を通じて得られた情報を政策の企画立案はもとより、政策の推進方策や予算編成に積極的に反映・活用させるものとする。

（２）評価制度の改善

- より客観的で分かりやすい評価とするため、評価の観点や基準の見直しを図るなど、評価手法の改善の検討を進める。

（３）評価に関する情報提供の充実

- 政策評価制度は、県民に対し、県教育委員会の取組を説明していく機会としても重要な意味を持つことから、従来の評価調書の公表に加え、県民に関心をもってもらえるような公表や広報に努める。

3 事務の依頼

- 政策等の評価に関し、県全体としての統一性を確保するとともに評価の客観性を確保するため、次の事務を知事に依頼するものとする。

ア 教育委員会が実施する事業に係る政策評価、施策評価のうち、幹事部局が知事部局であるもの

イ 教育委員会が所管する施策の施策評価の2次評価

ウ その他、教育委員会と企画振興部長が協議して必要と認めた事項

第二 政策評価の実施について

1 目的

政策評価は、政策の推進途上において、政策の推進状況や推進上の課題の抽出、今後の推進方向など、政策の効果的な推進を図るための情報を提供することを目的として実施する。

2 対象

政策評価は、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の6つの戦略を対象として実施する。

3 実施主体

政策評価は、企画振興部長が実施する。

4 観点及び評価項目

政策評価は、別表1に定めるとおり、定量的評価と定性的評価の関係性を明らかにした上で、総合的な観点から実施する。

5 政策の効果の把握

政策の効果は、政策を構成する施策の代表指標の達成状況、各施策の評価結果及び県民意識調査の結果等から把握する。

6 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

「県民意識調査」の結果により、政策課題の現状や改善状況に関する県民意識を把握し、評価に反映させるものとする。

7 実施の時期

企画振興部長は、8月末日までに評価を実施する。

8 評価調書

(1) 政策評価に用いる評価調書は、別紙様式1「政策評価調書」とする。

(2) 評価結果の反映状況等の記載

教育委員会は、政策評価終了後、遅滞なく、前項の「政策評価調書」の「評価結果の反映状況等（対応方針）」について記載する。

9 評価結果の活用

教育委員会及び企画振興部長は、政策評価の結果を「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の進行管理に活用するものとする。

（別表１）政策評価の方法

（１）定量的評価

政策（戦略）を構成する施策の代表指標の達成状況を総合的に判定し、定量的に評価する。

政策の達成状況	数値目標の達成率の判定基準
達成	施策の全ての数値目標の達成率が100%以上
一部達成	施策の数値目標のうち、達成率が100%未満のものが1つでもある場合。ただし「未達成」の場合を除く
未達成	施策の全ての数値目標の達成率が100%未満

（２）定性的評価

政策を構成する施策の推進状況や評価結果、県民意識調査結果等から定性的に評価する。

（３）政策の総合的評価

評価結果	判定方法
「順調」	○ 政策評価は、定量的評価と定性的評価の関係性を明らかにした上で、総合的な観点から評価を行い、「順調」、「概ね順調」、「やや遅れている」、「遅れている」の4段階に判定する。
「概ね順調」	
「やや遅れている」	
「遅れている」	

第三 施策評価の実施について

1 目的

施策評価は、施策の推進途上において、施策の推進状況や推進上の課題の抽出、今後の推進方向など、施策の効果的な推進を図るための情報を提供することを目的として実施する。

2 対象

施策評価は、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の重点戦略に掲げる36の施策と基本政策に掲げる11の施策からなる政策・施策体系上に掲げる47の施策のうち、教育委員会が所管する次の各号に掲げる施策を対象として実施する。

- 一 自らの未来を切り開き社会に貢献する人材の育成
- 二 確かな学力の定着と独創性や表現力の育成
- 三 豊かな心と健やかな体の育成
- 四 良好で魅力ある学びの場づくり
- 五 生涯学習を行動に結び付ける環境と芸術・文化に親しむ機会づくり

3 実施主体

(1) 1次評価

1次評価は、教育委員会が実施する。

(2) 2次評価

2次評価は、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の重点戦略に掲げる36の施策について、1次評価の結果等を踏まえ、企画振興部長が実施する。

4 評価基準

施策評価は、別表2に定めるとおり、定量的評価と、定性的評価の関係性を明らかにした上で、総合的な観点から実施する。

5 実施の時期

(1) 1次評価

教育委員会は、7月の教育委員会会議において評価を実施する。

(2) 2次評価

企画振興部長は、7月末日までに評価を実施する。

6 評価調書

(1) 評価調書の様式

施策評価に用いる評価調書は、別紙様式2「施策評価調書」とする。

(2) 評価結果の反映状況等の記載

教育委員会は、2次評価対象施策について、2次評価終了後、遅滞なく、前項の「施策評価調書」の「4 課題と今後の対応方針 ①課題、②対応方針」について記載する。

7 評価結果の活用

(1) 教育委員会は、施策評価の結果を今後の施策の推進方策に反映させるものとする。

(2) 教育委員会及び企画振興部長は、施策評価の結果を、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」をはじめとする県政全般の進行管理に活用するものとする。

（別表２）施策評価の方法

（１）定量的評価（施策目標の達成状況）

施策の代表指標の達成状況から定量的に判定する。

判 定 結 果	数値目標の達成率の判定基準
A	100％以上の場合
B	80％以上100％未満の場合
C	60％以上80％未満
D	60％未満

なお、上記の判定結果及び判定基準は、施策評価に当たっての共通基準としたものである。

ただし、各施策における代表指標については、その性質等が異なるものであることから、評価者は評価に当たっての受け止め方等について、十分に分析すること。

（２）定性的評価

関連指標の達成状況を踏まえた上で、施策の取組状況とその効果、施策を構成する主要な事業の目標達成状況等から定性的に判定する。

（３）施策の総合的評価

評 価 結 果	判 定 方 法
「順 調」	○ 施策評価は、定量的評価と定性的評価の関係性を明らかにした上で、総合的な観点から評価を行い、「順調」、「概ね順調」、「やや遅れている」、「遅れている」の４段階に判定する。
「概ね順調」	
「やや遅れている」	
「遅れている」	

第四 事業評価の実施について

一 事業評価の対象及び種類

1 事業評価の対象

事業評価は、政策及び施策を推進するために実施する予算事業（以下「政策経費事業」という。）を対象として実施する。

2 事業評価の種類

事業評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 目的設定
- 二 中間評価
- 三 事後評価

二 目的設定について

1 目的設定の目的

事業の企画立案や実施に当たり、事業課題を明確化させ、事業実施の必要性や手段の妥当性を考察するとともに事業実施により達成すべき状態（指標及び目標値）を明らかにするため、目的設定表を作成する。

2 目的設定表作成の対象

目的設定表は、平成28年度の補正予算及び平成29年度の当初予算に新たに予算要求しようとする新規事業であって、政策経費事業を対象とし、予算見積書を単位として作成する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業を除く。

- 一 災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業
- 二 県有施設の維持修繕事業（老朽化や故障等により当初の施設機能を維持又は原状回復するため実施する必要のある事業）及び解体撤去のみの事業
- 三 受託事業や交付金事業で県負担を伴わない事業や法律により実施が定められている事務で、県の政策関与が生じない事業（例えば、委託調査事業、国保関係事業）
- 四 教育委員会内部の組織機構等の管理運営に関する事務で、総事業費が1億円未満の事業（例えば、システム構築事業など）
- 五 基金積立事業などの他会計繰出金

3 目的設定表の作成主体

目的設定表は、評価対象新規事業を所管する課長（以下「新規事業所管課長」という。）が作成する。

4 事業の実施に当たっての考察

（1）必要性の考察

目的設定表において、事業の実施が、真に課題を解決するものか、県民ニーズや上位目的に照らして妥当性を有しているか、県が関与する必要があるかの観点から事業実施の必要性を考察する。

- (2) 有効性の考察
目的設定表において、事業の実施が、目的及び指標を達成するために最も適切な事業であるかを考察する。

5 事業の効果の把握

- (1) 効果の把握の方法
目的設定表においては、事業の効果測定のための指標及び年度毎の目標値を設定し、その妥当性について自ら点検することにより、当該事業の効果（見込まれる効果を含む。）を把握するものとする。
ただし、指標の設定が困難な場合は、事業対象者の満足度や行動量を予測するなどの方法により、効果を把握するものとする。
- (2) 指標の設定等に関する事項
事業の効果測定のための指標は、事業の目的を的確に表している事業のレベルの指標であるとともに、事業の成果を定量的に把握する成果指標を基本とする。
目標値の設定に当たっては、努力すれば達成可能で、ある程度の困難な目標値であるものを妥当とする。
また、施設整備事業については、当該施設の効果が発揮される施設整備後の目標を設定する。
- (3) 効果の把握の方法等の明示
効果の把握の方法や効果の把握に用いるデータ等の出典、効果の把握の時期については、目的設定表において明らかにする。

6 県民意見を探り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

事業の企画立案に当たり、アンケート調査や各種委員会、審議会等における意見・提言、事業対象者とのヒアリング等により住民ニーズを把握し、これを必要性の観点からの評価に反映させるものとする。

7 目的設定表の作成の時期

新規事業所管課長は、総務課長が別に通知する日までに作成する。

8 目的設定表

- (1) 目的設定表の様式
目的設定表は、別紙様式3「目的設定表」とする。
- (2) 目的設定表の点検
総務課長は、新規事業所管課長が作成した目的設定表を点検し、必要に応じ助言を行う。
- (3) 目的設定表の修正
目的設定表は、予算調整の状況に応じ修正するものとする。
- (4) 指標及び年度毎の目標値の審査点検
総務課長は、指標及び年度毎の目標値の妥当性について審査点検を実施する。
この場合において、総務課長は必要に応じ、ヒアリングを実施することができる。

9 目的設定表の活用

新規事業所管課長は、目的設定表を予算要求における説明資料や事業実施のための資料として活用し、教育委員会、総合政策課長及び財政課長は、予算編成や政策・施策評価の検討資料として活用するものとする。

三 中間評価について

1 中間評価の目的

中間評価は、継続事業について、当該事業の見直しや改善を図り、より効果的かつ効率的な事業推進のための課題と推進方向を示すことを目的として実施する。

2 中間評価の対象

中間評価は、平成28年度の当初予算に計上されている継続事業であって、政策予算に係る事業を対象とし、予算見積書の事項を評価単位として実施する。ただし、目的設定の対象外事業及び次に掲げる事業を除く。

一 「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」に掲げる重点戦略及び基本政策に位置付けられていないもの

二 前年度の年間事業費（決算額）が300万円未満のもの

ただし、一及び二については、目標値に対する達成率が80%以下の事業（指標が複数ある場合は、一つでも80%以下の事業）又は総務課長が特に必要と認める事業は、当該年度の中間評価の対象とする。

三 その他

ア 計画事業費が10億円未満の施設整備事業（当該事業に係る調査・設計を含む。）

イ 決定済みの補助金交付事業（利子補給金等）

ウ 計画策定事業、調査・統計事業

3 中間評価の実施主体

（1）1次評価

1次評価は、評価対象継続事業を所管する課長（以下「継続事業所管課長」という。）が実施する。

（2）2次評価

2次評価は、1次評価を実施した事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業について、1次評価の結果等を踏まえ、総務課長が実施する。

ア 前年度の目標値に対する達成率が60%未満（指標が複数ある場合は、一つでも60%未満）の事業

イ 長期にわたる財政負担等今後の教育委員会の事業推進に大きな影響を及ぼすと見込まれる次の事業

一 計画事業費が10億円以上の施設整備事業

二 前号の調査・設計に係る事業

ウ その他教育行政を取り巻く状況や社会経済情勢の変化等の観点から、総務課長が別に定める事業

4 中間評価の観点及び評価項目

中間評価の1次評価は、必要性、有効性及び効率性の観点から実施する。

- 一 「必要性の観点からの評価」は、次の評価項目から、別表3（1）に定める基準に基づき実施する。
 - ア 現状の課題に照らした妥当性
 - イ 住民ニーズに照らした妥当性
 - ウ 県関与の妥当性
- 二 「有効性の観点からの評価」は、事業目標の達成状況から、別表3（1）に定める基準に基づき実施する。
- 三 「効率性の観点からの評価」は、事業の経済性の妥当性（費用対効果の対前年度比。ただし、費用対効果の対前年度比が算定できない場合は、コスト縮減の取組状況。）から、別表3（1）に定める基準に基づき実施する。
- 四 「総合評価」は、前3号の評価結果を踏まえ、別表3（2）に定める基準に基づき総合的に実施する。

中間評価の2次評価については、上記1次評価を踏まえつつ、「施策・事業の見直し」の内容も踏まえ、総合的な観点から実施する。

5 事業の効果の把握

- （1）効果の把握方法
中間評価においては、事業の効果を測定するために設定された指標の目標の達成状況を把握することにより、当該事業の効果を把握するものとする。
ただし、指標が設定されていない事業にあっては、事業対象者の満足度や行動量の実績を把握することなどによりその効果を把握するものとする。
- （2）効果の把握の方法等の明示
効果の把握の方法や効果の把握に用いたデータ等の出典、効果の把握の時期について評価調書に明らかにする。

6 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

事業の推進途上において、アンケート調査や各種委員会、審議会等における意見・提言、事業対象者とのヒアリング等により住民ニーズを継続的に把握し、必要性の観点からの評価に反映させるものとする。

7 中間評価の実施の時期

- （1）1次評価
継続事業所管課長は、6月末日までに評価を実施する。
- （2）2次評価
総務課長は、7月末日までに評価を実施する。

8 評価調書

- （1）評価調書の様式
中間評価に用いる評価調書は、別紙様式4「継続事業中間評価調書」とする。
- （2）評価調書の点検等
総務課長は、継続事業所管課長が作成した継続事業中間評価調書を点検し、必要に応じて助言を行う。

(3) 評価結果の反映状況等の記載

継続事業所管課長は、2次評価対象事業について、2次評価終了後、遅滞なく、第1項の「継続事業中間評価調書」の評価結果の当該事業への反映状況等（対応方針）について記載する。

9 中間評価結果の反映

継続事業所管課長は、1次評価及び2次評価の結果を、事業内容や事業量の見直し及び予算要求に当たっての事業の優先度の判定等に反映させるものとする。

10 中間評価結果の活用

継続事業所管課長は、中間評価調書を予算要求における説明資料として活用し、教育委員会、総合政策課長及び財政課長は、予算編成や政策・施策評価の検討資料として活用するものとする。

(別表3) 中間評価の基準

(1) 各評価項目の判定基準

（イ）各評価項目の判定基準							
観点	評価項目		判定基準	配点	評価結果		
ア必要性	一 現状の課題に照らした妥当性		a	事業の目的が外部環境の変化や事業推進上の課題に適切に対応している	2	A：必要性は高い（6点） B：必要性はある（県関与の妥当性がaかbで3～5点） C：必要性は低い（上記以外）	
			b	事業の目的が外部環境の変化や事業推進上の課題にある程度（一部）対応している	1		
			c	事業の目的が現状の課題に対応していない	0		
	二 住民ニーズに照らした妥当性		a	住民ニーズが増大している	2		
			b	住民ニーズが横ばいである	1		
			c	住民ニーズを把握していない又は住民ニーズが減少している	0		
	三 県関与の妥当性		a	法令・条例上の義務がある、又は内部管理事務である及び県でなければ実施できない理由がある	2		
			b	民間・市町村で実施可能であるが県が関与する理由がある	1		
			c	県が関与する理由がない	0		
イ有効性	一 事業目標の達成状況		a	目標値に対する達成率が全て100%以上	2	A：有効性は高い（2点） B：有効性はある（1点） C：有効性は低い（0点）	
			b	a、c以外の場合	1		
			c	目標値に対する達成率のいずれかが一つが80%未満	0		
ウ効率性	一事の業妥の当経性済性	費用対効果の対前年度比		a	費用対効果の対前年度比（注）が全て1.1以上	2	A：効率性は高い（2点） B：効率性はある（1点） C：効率性は低い（0点）
				b	a、c以外の場合	1	
				c	費用対効果の対前年度比のいずれかが一つが0.9未満	0	
		コスト縮減の取組状況（費用対効果の対前年度比が算定できない場合）		a	コスト縮減の効果が客観的で効果の発現が大きい	2	
				b	コスト縮減の効果の発現が小さい	1	
				c	コスト縮減に取り組んでいない又は効果の発現がない	0	

(注) 費用対効果の対前年度比の算定式

$$\left(\frac{\text{平成27年度の効果}}{\text{平成27年度の決算額}} \right) \div \left(\frac{\text{平成26年度の効果}}{\text{平成26年度の決算額}} \right)$$

上式で、効果とは事業の効果を把握するために設定した指標の実績値をいう。
 なお、評価の時点で、平成27年度の効果が判明しない場合及び平成27年度新規事業については、費用対効果の対前年度比が算出できないため、効率性の判定を行わない。
 また、累積の実績値を設定している場合は、前年度からの差し引きによる「単年度増分」を実績値として用いる。

(2) 総合評価の判定基準

評価結果	判定基準
A 継続	全ての観点の評価結果が「A」又は「B」判定の場合
B 改善して継続	各観点のいずれかの評価結果が「C」判定の場合
C 見直し	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合
D 休廃止	全ての観点の全ての評価項目が「C」判定の場合
E 終了	事業期間が終了する場合

四 事後評価について

1 事後評価の目的

事後評価は、事業終了後に、事業目的の達成状況を把握し、類似事業の企画立案のほか、当該事業により整備された施設等にあつては効果的・効率的な利活用に有用な情報を提供することを目的として実施する。

2 事後評価の対象

事後評価は、次の各号のいずれかに該当する事業を対象として実施する。
ただし、第一号及び第二号については、事業評価（目的設定）の対象とならない事業及び事業化を直接目的としない調査事業を除く。

- 一 大規模事業
事業費が10億円以上の施設整備事業で、事業が終了した日から2年又は6年を経過した日の属する年度が平成28年度であるもの
- 二 ソフト事業
事業費が1千万円以上の事業で、平成27年度に終了したもの

3 事後評価の実施主体

事後評価は、評価対象終了事業を所管する課長（以下「終了事業所管課長」という。）が実施する。

4 事後評価の観点及び評価項目

事後評価は、有効性の観点及び効率性の観点等から実施する。

- 一 「有効性の観点からの評価」は、住民満足度の状況及び事業目標の達成状況から、別表4（1）に定める基準に基づき実施する。
- 二 「効率性の観点からの評価」は、事業の経済性の妥当性から、別表4（1）に定める基準に基づき実施する。
- 三 「総合評価」は、前2号の評価結果を踏まえ、別表4（2）に定める基準に基づき総合的に実施する。

5 事業の効果の把握

（1）効果の把握の方法

事後評価においては、事業の効果を測定するために設定された指標の目標の達成状況を把握することにより、当該事業の効果を把握するものとする。
ただし、指標が設定されていない事業にあつては、事業対象者の満足度や行動量の実績を把握することなどによりその効果を把握するものとする。

（2）効果の把握の方法等の明示

効果の把握の方法や効果の把握に用いたデータ等の出典、効果の把握の時期について評価調書に明らかにする。

6 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

アンケート調査やヒアリング等により住民満足度を把握して有効性の観点からの評価に反映させるものとする。

7 事後評価の実施の時期

終了事業所管課長は、10月末日までに実施する。

8 評価調書

- (1) 評価調書の様式
事後評価に用いる調書は、別紙様式5「終了事業事後評価調書」とする。
- (2) 評価調書の点検等
総務課長は、終了事業所管課長が作成した終了事業事後評価調書を点検し、必要に応じて助言を行う。

9 事後評価結果の反映

終了事業所管課長は、評価の結果を、当該事業により施設等を整備した場合にあっては施設の管理・運営に、それ以外の場合にあっては将来の類似事業の企画立案に反映させるものとする。

10 事後評価結果の活用

終了事業所管課長は、評価の結果を、当該事業を含む基本方針や計画策定の際の検討資料として活用するものとする。

(別表 4) 事後評価の基準

(1) 各評価項目の判定基準

観点	評価項目	判定基準	配点	評価結果
ア有効性	一 住民満足度等の状況	a 住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い	2	A : 有効性は高い (4点) B : 有効性はある (1～3点) C : 有効性は低い (0点)
		b 住民満足度等を把握しているが、手法が的確でない又は満足度等が高くない	1	
		c 住民満足度等を把握していない	0	
	二 事業目標の達成状況	a 目標値に対する達成率が全て100%以上	2	
		b a、c以外の場合	1	
		c 目標値に対する達成率のいずれかが80%未満	0	
イ効率性	一 事業の経済性の妥当性	a 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値(注)が全て1.0以上	2	A : 効率性は高い (2点) B : 効率性はある (1点) C : 効率性は低い (0点)
		b a、c以外の場合	1	
		c 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値のいずれかが0.8未満	0	

(注) 当初計画時と事業終了後の事業効果比較の算定式

$$\left(\frac{\text{事業終了後の効果}}{\text{最終事業費}} \right) \div \left(\frac{\text{当初計画時の効果}}{\text{当初計画事業費}} \right)$$

上式で、「事業終了後の効果」とは、最終事業年度の「指標実績値」を、「当初計画時の効果」とは、最終事業年度の「指標目標値」をいう。

「事業終了後の効果」は、累積数値の場合は最終年度数値で、累積数値でない場合は「全体」欄に記載した数値とする。

(2) 総合評価の判定基準

評価結果	判定基準
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合
B (概ね妥当である)	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合

第五 政策等の評価結果等の公表について

1 評価調書の公表

- (1) 公表の事務
政策評価、施策評価、事業評価に係る評価調書及び目的設定表については総務課長が、これを公表する。
- (2) 公表の方法
公表は、評価の対象毎に、評価の対象や件数、実施時期、評価結果の概要、評価結果に関する意見の提出先等を取りまとめた要旨を作成し、評価調書と併せて、県のウェブサイトに掲載する。
- (3) 公表の時期
公表は、次の各号に掲げる評価の対象毎に、当該各号に定める日までに公表する。

ア	事業評価（中間評価）	2月末日
イ	施策評価	2月末日
ウ	政策評価	2月末日
エ	事業評価（事後評価）	2月末日
オ	当初予算に係る目的設定表	3月末日
カ	補正予算に係る目的設定表	予算案の議会議決後速やかに公表

2 政策等の評価の実施状況及び政策等の評価結果の政策への反映状況に関する報告書（以下「報告書」という。）の公表

- (1) 公表の実施主体及び公表の時期
教育委員会は、知事が報告書を作成して、議会に提出した後、速やかにこれを公表する。
- (2) 公表の方法
報告書の公表は、県のウェブサイトに掲載する。

3 県民意見への対応

公表した事項に関して県民から寄せられた意見・要望等については、当該政策等を所管する課が適切な対応を図るとともに、政策評価委員会に意見の概要を報告し、評価制度の改善につながるようその活用に努める。

第六 秋田県政策評価委員会への諮問に関する事項について

政策評価委員会へは、政策等の評価結果及び評価制度について諮問する。

第七 その他政策等の評価の実施に関し必要な事項について

1 政策等の評価結果の政策等への反映の実効性を高めるための仕組みの整備について

政策等の評価結果の政策等への反映の実効性を高めるため、評価調書において、評価結果の政策等への反映状況を明らかにする。

2 政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況に関する報告書（以下「報告書」という。）の作成及び議会への提出に関する基本的事項

（１）報告書の作成主体

総務課長は、政策等の評価について結果を取りまとめ、１月中旬までに総合政策課長へ提出する。

（２）報告書の様式

条例第８条に規定する政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況に関する報告書は、別紙様式６「政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況」により報告する。

政策評価（平成28年度）

政策評価調書

政策名				
政策コード			幹事部局名	
評価者	企画振興部長		実施日	

I 政策の目標(目指す姿)

II 政策の推進状況

1 数値目標及びその達成状況

●各施策の代表指標		基準値	年度	H25	H26	H27	H28	H29	直近の達成率	達成度
		年度								
			目標							
			実績							
			達成率							
			目標							
			実績							
			達成率							
			目標							
			実績							
			達成率							
			目標							
			実績							
			達成率							
			目標							
			実績							
			達成率							
			目標							
			実績							
			達成率							
			目標							
			実績							
			達成率							
			目標							
			実績							
			達成率							

※達成度の判定基準

A:100%以上 B:80%以上100%未満 C:60%以上80%未満 D:60%未満

※政策の達成状況の基準

「達成」：施策の全ての数値目標の達成率が100%以上の場合

「一部達成」：施策の数値目標のうち、達成率100%未満のものが1つでもある場合
ただし、「未達成」の場合を除く

「未達成」：施策の全ての数値目標の達成率が100%未満の場合

政策の達成状況

※該当項目を囲む

達成

一部達成

未達成

2 政策を構成する施策評価の結果

施策コード	施 策 名	施策評価の結果

3 施策評価の概要

Ⅲ 県民意識調査の結果

調査年度		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	前年比
充 実 度	肯定的意見					
	十分である					
	概ね十分である					
	ふつう					
	否定的意見					
	やや不十分である					
	不十分である					
	わからない・無回答					

調査結果の認識、取組項目の状況

Ⅳ 政策を取り巻く社会経済情勢の変化

V 評 価

総合評価	
評価理由	

○課題

--

VI 評価結果の反映状況（対応方針）

--

○政策評価委員会意見

--

施策評価（平成28年度）

施策評価調書

政策コード		政策名	
施策コード		施策名	
幹事部局		担当課	
評価者・実施日			

1 施策の目的等（政策との関連、必要性、取組内容、取組後の姿 など）

2 施策の状況

（1）代表指標の状況

●施策目標(評価指標)		基準値 年度	年度	H25	H26	H27	H28	H29	直近の 達成率	達成度
①			目標							
			実績							
			達成率							
②			目標							
			実績							
			達成率							

※達成度の判定基準 A:100%以上 B:80%以上100%未満 C:60%以上80%未満 D:60%未満

（2）代表指標の分析（推移の状況、実績・達成率の認識、全国順位等）

(3) 関連指標の状況

●施策目標(評価指標)		基準値 年度	年度	H25	H26	H27	H28	H29	直近の 達成率	備考
①			目標							
			実績							
			達成率							
②			目標							
			実績							
			達成率							
③			目標							
			実績							
			達成率							
④			目標							
			実績							
			達成率							
⑤			目標							
			実績							
			達成率							
⑥			目標							
			実績							
			達成率							
⑦			目標							
			実績							
			達成率							

(4) 関連指標の分析（推移の状況、実績・達成率の認識、全国順位等）

(5) 施策の推進状況（施策の方向性ごとに記載）

①

②

③

④

⑤

⑥

3 総合評価

(1) 施策幹事部長による1次評価

評価結果	
評価理由	

(2) 企画振興部長による2次評価

評価結果	
評価理由	

4 課題と今後の対応方針

① 課題（施策目標達成に向けた新たな課題、環境変化等により生じた課題 など）

--

② 今後の対応方針（重点的・優先的に取り組むべきこと）

--

5 政策評価委員会の意見

--

事業コード	政策コード	政策名	事業名	施策名	事業年度	担当者名	年度
	施策コード	施策名					
	指標コード	指標名					
部局名	課室名	班名	(tel)	担当課長名	事業年度	担当者名	年度
事業の内容							
1. 事業立案の背景(施策目標の達成のために今なぜこの事業が必要なのか)							
2. 住民ニーズの状況 ①ニーズを把握した対象 ☐ 受益者 ☐ 一般県民 (時期: 年 月) ②ニーズ把握の方法 ☐ アンケート調査 ☐ 各種委員会及び審議会 ☐ ヒアリング ☐ インターネット ☐ その他の手法 (具体的に) ③ニーズの具体的内容							
3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)							
(重点施策推進方針との関係) ☒ 重点事業として要望 ☐ その他の事業として要望							
4. 目的達成のための方法 ①事業の実施主体 ②事業の対象者・団体 ③達成のための手段 ④比較した代替手段及び選択した手段の有効性							
⑥把握していない場合の理由及び今後の方針							
①理由							
②今後の方針							
5. 事業の全体計画及び財源							
順位	事業内訳	左の説明				単位(千円)	
01						31年度	32年度
02						33年度	全体(最終)計画
03							
04							
05							
06							
財源内訳		左の説明					
国庫補助金							
県債							
その他							
一般財源							

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標名	指標の種類 ☐ 成果指標 ☐ 業績指標											
指標式												
①年度別の目標値(見込まれる効果)	低減目標指標 ○該当 ○非該当											
指標 I	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	最終年度				
目標a												
実績b												
b/a												
東北及び全国の状況												
②データ等の出典	月 〇翌々年度											
③把握する時期	月 〇翌々年度											
指標名	指標の種類 ☐ 成果指標 ☐ 業績指標											
指標式												
①年度別の目標値(見込まれる効果)	低減目標指標 ○該当 ○非該当											
指標 II	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	最終年度				
目標a												
実績b												
b/a												
東北及び全国の状況												
②データ等の出典	月 〇翌々年度											
③把握する時期	月 〇翌々年度											
◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法												
①指標を設定することが出来ない理由												
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)												

1次評価												
課題に照らした妥当性	☐ a	☐ b	☐ c	評価結果 ☐ A ☐ B ☐ C								
理由												
必要性												
住民ニーズに照らした妥当性	☐ a	☐ b	☐ c									
理由												
関係の妥当性(民間、市町村、国との役割分担)	☐ a ☐ b ☐ c											
法令・条例上の義務	☐ 内部管理事務 ☐ 県でなければ実施できないもの											
民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの												
理由												

1次評価												
事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 ☐ 可 ☐ 不可												
有効性 ☐ a 達成率100%以上 ☐ b 達成率80%以上100%未満 ☐ c 達成率80%未満												
【評価への適用不可又はCの場合の理由】												
観点												
1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ☐ 可 ☐ 不可												
☐ a 1.1~ ☐ b 0.9~1.1 ☐ c ~0.9												
$\left[\frac{\text{平成27年度の効果}}{\text{平成27年度の決算額}} \right] \div \left[\frac{\text{平成26年度の効果}}{\text{平成26年度の決算額}} \right] = \text{ (指標 I) } = \text{ (指標 II) }$												
【評価への適用不可又はCの場合の理由】												
効率性の観点												
2 コスト縮減のための取組状況												
☐ a 客観的で効果が高い ☐ b 取組んでいる ☐ c 取組んでいない												
【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】												
総合評価												
☐ A継続 ☐ B改善して継続 ☐ C見直し ☐ D休止 ☐ E終了												
2次評価												
必要性-A-B-C 有効性-A-B-C 効率性-A-B-C												
総合評価												
☐ A継続 ☐ B改善して継続 ☐ C見直し ☐ D休止 ☐ E終了												
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)												
政策評価委員会意見												

継続事業中間評価判定点検表

(様式 4 - 1)

(1) 各評価項目の判定基準

観点		評価項目	判定基準		配点	1次	2次	評価結果		
ア 必要性	一 現状の課題に照らした妥当性	a	事業の目的が外部環境の変化や事業推進上の課題に適切に対応している		2			A：必要性は高い（6点）		
		b	事業の目的が外部環境の変化や事業推進上の課題にある程度（一部）対応している		1					
		c	事業の目的が現状の課題に対応していない		0					
	二 住民ニーズに照らした妥当性	a	住民ニーズが増大している		2			B：必要性はある（県関与の妥当性がaかbで3～5点）		
		b	住民ニーズが横ばいである		1					
		c	住民ニーズを把握していない又は住民ニーズが減少している		0					
	三 県関与の妥当性	a	法令・条例上の義務がある、又は内部管理事務である及び県でなければ実施できない理由がある		2			C：必要性は低い（上記以外）		
		b	民間・市町村で実施可能であるが県が関与する理由がある		1					
		c	県が関与する理由がない		0					
計					6			1次	2次	
イ 有効性	一 事業目標の達成状況	a	目標値に対する達成率が全て100%以上		2			A：有効性は高い（2点） B：有効性はある（1点） C：有効性は低い（0点）		
		b	a、c以外の場合		1					
		c	目標値に対する達成率のいずれかが80%未満		0					
	計					2			1次	2次
ウ 効率性	一 事業の経済性の妥当性	費用対効果の対前年度比	a	費用対効果の対前年度比（注）が全て1.1以上		2			A：効率性は高い（2点） B：効率性はある（1点） C：効率性は低い（0点）	
			b	a、c以外の場合		1				
			c	費用対効果の対前年度比のいずれかが1つが0.9未満		0				
		コスト削減の取組状況（費用対効果の対前年度比が算定できない場合）	a	コスト削減の効果が客観的で効果の発現が大きい		2			C：効率性は低い（0点）	
			b	コスト削減の効果の発現が小さい		1				
			c	コスト削減に取り組んでいない又は効果の発現がない		0				
	計					2			1次	2次

(注) 費用対効果の対前年度比の算定式

(平成27年度の効果/平成27年度の決算額) / (平成26年度の効果/平成26年度の決算額)

上式で、効果とは事業の効果を把握するために設定した指標の実績値をいう。なお、評価の時点で、平成27年度の効果が判明しない場合及び平成27年度の新規事業については、費用対効果の対前年度比が算定できないため、コスト削減の取組状況により判定を行うものとする。

また、累積の実績値を設定している場合は、前年度からの差し引きによる「単年度増加分」を実績値として用いる。

(2) 総合評価の判定基準

総合評価の区分	判定基準	総合評価	
A (継続)	全ての観点の評価結果が「A」又は「B」判定の場合	1次	2次
B (改善して継続)	各観点のいずれかの評価結果が「C」判定の場合		
C (見直し)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合		
D (休廃止)	全ての観点の全ての評価項目が「C」判定の場合		
E (終了)	事業期間が終了する場合		

7. 事業の効果及び課題の改善状況										所管課の評価										評価結果																																				
8. 事業の効果把握するための手法及び成果の状況										住民満足度の状況										☐ a ☐ b ☐ c																																				
指標名 指標式 ①年度別の目標値及成果(見込まれる効果) 低減目標指標 〇該当 〇非該当 <table border="1"> <tr> <th>指標</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>全体</th> </tr> <tr> <td>目標a</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>実績b</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>b/a</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> ②データ等の出典 ③把握する時期 ☐ 当該年度中 月 ☐ 翌年度 月 ☐ 翌々年度 月										指標	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	全体	目標a									実績b									b/a									事業の効果 ☐ a 達成率100%以上 ☐ b 達成率80%以上100%未満 ☐ c 達成率80%未満 【b又はcの場合の理由】										☐ A ☐ B ☐ C
指標	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	全体																																																
目標a																																																								
実績b																																																								
b/a																																																								
指標名 指標式 ①年度別の目標値及成果(見込まれる効果) 低減目標指標 〇該当 〇非該当 <table border="1"> <tr> <th>指標</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>全体</th> </tr> <tr> <td>目標a</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>実績b</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>b/a</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> ②データ等の出典 ③把握する時期 ☐ 当該年度中 月 ☐ 翌年度 月 ☐ 翌々年度 月										指標	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	全体	目標a									実績b									b/a									事業の経済性の妥当性 ☐ a 1.0~ ☐ b 0.8~1.0 ☐ c ~0.8 $\left[\frac{\text{事業終了後の効果}}{\text{最終事業費}} \right] \div \left[\frac{\text{当初計画時の効果}}{\text{当初計画事業費}} \right] =$ 【評価への適用不可、又はb、cの場合の理由】										☐ A 1.0~ ☐ B 0.8~1.0 ☐ C ~0.8
指標	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	全体																																																
目標a																																																								
実績b																																																								
b/a																																																								
◎指標を設定することが出来なかった場合の把握方法 ①指標を設定することが出来なかった理由 ②成果(見込まれる成果)										総合評価										☐ A (妥当性が高い) ☐ B (概ね妥当である) ☐ C (妥当性が低い)																																				
評価結果の類似事業の企画立案への反映状況等																																																								
政策評価委員会意見																																																								

終了事業事後評価判定点検表

(様式 5 - 1)

(1) 各評価項目の判定基準

観点	評価項目	判定基準	配点	1次	2次	評価結果	
ア有効性	一 住民満足度の状況	a 住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い	2			A : 有効性は高い (4点) B : 有効性はある (1～3点) C : 有効性は低い (0点)	
		b 住民満足度を把握しているが、手法が的確でない又は満足度が低い	1				
		c 住民満足度等を把握していない	0				
	二 事業目標の達成状況	a 目標値に対する達成率が全て100%以上	2			1次	2次
		b a、c 以外の場合	1				
		c 目標値に対する達成率のいずれかが80%未満	0				
	計		4				
イ効率性	一 事業の経済性の妥当性	a 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値(注)が全て1.0以上	2			A : 効率性は高い (2点) B : 効率性はある (1点) C : 効率性は低い (0点)	
		b a、c 以外の場合	1				
		c 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値のいずれかが0.8未満	0				
	計		2				

(注) 事業経済性の算定式

(事業終了後の効果/最終事業費) / (当初計画時の効果/当初計画時事業費)

上式で、効果とは事業の効果を把握するために設定した指標値をいう。

効果を表す数値は、累積数値の場合は最終年度数値で、累積数値でない場合は「全体」欄に記載した累積数値とする。

上記については、システム上変更できないが次のとおり読み替えるものとする。

上式で、「事業終了後の効果」とは、最終事業年度の「指標実績値」を、「当初計画時の効果」とは、最終事業年度「指標目標値」をいう。「事業終了後の効果」は、累積数値の場合は最終年度数値で、累積数値でない場合は「全体」欄に記載した数値とする。

(2) 総合評価の判定基準

総合評価の区分	判定基準	総合評価	
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合		
B (概ね妥当である)	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合		
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合		

実施機関名：

政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況

I 政策等の評価の種類

○評価の種類（名称）を記載

II 評価の実施状況

1 ○○評価の対象

○実施計画で規定されている評価の対象、評価を行った件数等を記載

2 ○○評価の実施時期

○評価の実施主体が評価に要した期間、評価結果に対して意見提出があった時期、評価結果の調製が行われた時期等を記載

3 ○○評価に用いたデータ

○評価に用いたデータの項目を記載

4 ○○評価に用いた観点

○評価に用いた観点及び評価の基準等を記載

III ○○評価結果の概要及び政策等への反映状況

○概要を一覧表又は別紙形式で記載・整理

政策評価等の年間スケジュール

[illegible]

作業手順(フロー図)

政策評価、施策評価、事業評価

